

## 新年のご挨拶

# 平和と人権

## 会員と市民の期待に答えて



東京弁護士会会長  
下河邊 和彦

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆さまには、2008年の新年を希望も新たにお迎えになられたこととお慶び申し上げます。旧年中はさまざまな会務活動に対して温かいご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年2007年は日本国憲法が施行されて満60年を迎えた年でしたが、5月に「憲法改正国民投票法」が成立し、日本国憲法の国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義という基本原理の行く末に、私どもとして懸念を抱かざるを得なくなった年でもありました。このような情勢のもと、当会は委員150名からなる「憲法問題対策センター」を設置して、憲法問題に対する全会的な取り組みを強化いたしました。今後のセンターの活動にご期待ください。

昨年はまた私たち弁護士にとって、大增員時代を迎えた最初の年でもありました。東京弁護士会には9月に現行60期、12月には法科大学院の1期生である新60期の450名あまりの新会員が入会し、会員数は5500名を超えました。急増する若手会員に、今後どのようにすれば各種の委員会活動に積極的に参加してもらえるかは、基本的人権の擁護を使命とする弁護士の強制加入団体である当会の活動を支え、活性化していくうえで大きな課題です。若手会員の日常の体験に根ざした生き生きとした声が、新進会員活動委員会等の活動を通して、

さまざまな会務の取り組みに反映されていくようにしなければなりません。一人でも多くの新人弁護士の採用とともに、若手会員の会務活動の参加に対する会員の皆さまのご理解とご支援を切にお願いする次第です。

来年2009年春の裁判員制度の実施と被疑者国選弁護制度の大幅拡大まで、いよいよあと一年あまりとなりました。裁判員制度への市民のより一層の理解と参加を求めていく取り組みとともに、裁判員裁判と激増する被疑者国選弁護を自らが担っていく弁護士の質量ともの確保が大きな課題です。そのためにも国選弁護人報酬の増額に向けての取り組みを一層強化して、その実現を図っていかねばなりません。

それとともに、今年の「志布志事件」や「氷見事件」にみられるとおり、「取調べの可視化—全過程の録画録音」を実現することが何よりの急務です。

日本司法支援センター（法テラス）が業務を開始して一年が過ぎました。法的トラブルをかかえた市民にとって真に役に立つ身近な組織として活動し、発展していくことができるように、弁護活動の独立を堅持しつつ、今後とも私たちは相携えて進んでいかねばなりません。

今年、多摩支部は設立10周年を迎えます。そし

て来春の東京地裁・地検八王子支部の立川移転に伴って、一弁・二弁と共同で「新多摩支部弁護士会館」を立川に開設することとなりました。この新たな三会多摩支部会館を拠点として、400万多摩市民のため、より一層充実した広範な活動が展開されることが大いに期待されます。またこの3月には、当会にとって4番目の公設事務所となる「多摩パブリック法律事務所」（井上章夫所長）が立川に開設され、多摩地区における当会の2009年刑事対応態勢確立に向けての一翼を担うこととなります。

東京弁護士会は、本年も会員に有益な研修講座の充実等、会員へのサービスの一層の向上に努めるとともに、会員数の激増にも対処することができるように、OAシステムの刷新を軸とした事務局の効率化と合理化を進めてまいります。

創立115年目を迎える東京弁護士会は、今年も弁護士自治を堅持しつつ、司法改革の弛みない日々の実践を通じて、会員と市民が頼ることのできる弁護士会として歩んでまいりたいと考えております。会員の皆さまのご理解とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、皆さまのご多幸を心よりお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

